

修正国際基準公開草案第 6 号に対するコメント

2018 年 9 月 6 日

一般社団法人日本自動車リース協会連合会

一般社団法人日本自動車リース協会連合会（以下「当協会」という）は、2018 年 6 月 18 日に企業会計基準委員会から公表された「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）の改正案」のうち、質問 1「IFRS 第 16 号のエンドースメント手続きの検討結果について」に関して、以下の通りコメントを提出いたします。

記

当協会は、以下の理由から企業会計基準委員会の提案に対して同意いたしません。

1. すべてのリース取引に資産および負債を認識させることは、リース取引の多様性と経済実態が反映されない。

『顧客の車両管理業務アウトソーシングニーズが強い自動車リースにおいては、リース取引によって顧客に提供される便益はファイナンス的要素よりも使用による役務提供的要素が強く、一律オンバランスとすることになじまない。』

- 第 15 項において「オペレーティング・リースに関する情報の透明性が欠けている」としているが、現在の注記情報で何か欠けているのか明確でない。注記情報だけでは不足であり透明性が確保できない理由を明確にすべきである。

- 同じく第 15 項において、「経済的に類似する取引間の比較可能性が損なわれているおそれがある」としている。

既述したように、自動車リース取引において大半の自動車リース顧客が求めている便益は使用による役務提供と車両管理のアウトソーシングニーズである。物を購入するための資金ニーズではない。更に何故顧客が車両を必要とするかを考えてみると、移動手段の確保のためである。即ち顧客ニーズの本質は、ヒトやモノの移動手段であるモビリティサービスであるといえる。すなわち、取引は最終的にはヒトやモノの移動手段の提供であり、物を販売・購入する際のファイナンスとは全く別の経済行為である。全く別の経済行為を同一取引として比較する必要性はない。逆に全く別の経済行為を比較可能とする方が、誤った情報を伝えることになりかねない。

2. すべてのリース取引に資産および負債を認識させること及び単一の費用認識モデルは、顧客に対して多大なる手間とコストを強いることとなる。

『自動車リースは車両保有台数の多い顧客ほどリース利用率が高い。これは、単価が小さく台数が多い保有車両の、車両管理に対しての管理業務アウトソーシングニーズに外ならず、IFRS 会計基準は顧客に多大なる会計業務を強いることとなる。』

- 第 19 項において、「利害関係者の行動に大きな影響を及ぼさない」とされているが、その根拠は IFRS 開発過程の影響分析と EFRAG の影響分析である。ともに国内市場の関係者への調査ではない。
- 自動車を保有すると、継続検査・法定点検・任意保険等の期日管理、修理点検整備内容の妥当性とその金額の検証、事故処理、等多大な維持管理業務が発生する。これらの維持管理業務をアウトソーシングするため、自動車リースのシェアは保有台数の多い顧客ほど利用率が高い。自動車リース顧客は、車両維持管理業務と合わせて会計業務（資産計上・減価償却等）もオペレーティング・リースにより省力化している。IFRS 第 16 号によれば、顧客は資産計上と費用化にあたって、リース契約を車両分・諸費用分・メンテナンス分に分解しなければならず、また割引計算や利息法に基づく利息相当額の算出など複雑な計算業務が必要となる。これを、1000 台の車両を保有している顧客は 1000 台分の会計処理を毎月実施することとなる。顧客にとっては業務負荷の増大は明らかであり。何をもって「利害関係者の行動に大きな影響を及ぼさない」と言い切れるのか不明である。

3. 企業会計基準を検討する前にエンドースメント手続きを実施することは、我が国の会計基準の方向性が決定したかのような誤解を与える可能性が高い。

『企業会計基準の検討を先に行うべきであり、企業会計基準の方向性が確定したのちにエンドースメント手続きは実施すべきである。併せて、本エンドースメント手続きが、企業会計基準に何ら影響を与えるものではないことを明記すべきである。』

- 現時点において、修正国際会計基準を適用している企業はなく、このタイミングで改訂を行うことはデメリットがあってもメリットはない。本来は、国内会計基準の検討を行った後に本エンドースメント手続きを実施すべきと考えるが、順序が逆になるのであれば、少なくとも本エンドースメント手続きがこれから検討される我が国の会計基準に何の影響を与えるものではないことを明記すべきである。事実として、報道等の影響により会員企業から企業会計基準が改定されたのかという問い合わせが弊協会宛に来ている。

4. 「削除または修正」を行わずエンドースメント手続きに至った根拠が明確でない。

『「エンドースメント手続きにおける検討」の中で示されている懸念項目に対し、IFRS 第 16 号が受け入れ可能と判断した根拠を明確に提示すべきである。海外の動きを根拠に「削除または修正」を行うほどの重要性はないと判断しているが、米国会計基準とでは借手側で処理に差異がある。また、国内市場関係者の意見も集約されているとは言い難く、国内市場関係者の意見や懸念等をもっと広範囲に時間をかけて調査したうえで判断すべきである。』

- 第 33 項において、本協会が提示する懸念は認識しているものの、①IFRS 開発過程で最終化されたこと、②最終化以後各国から指摘がないこと、③IASB において見直しの動きがないこと、を理由に「削除または修正」を行う重要性はないとしている。
- しかし、ここに国内市場関係者からの意見・要望・懸念は検討されていない。「エンドースメント手続きにおける検討」の中で示されている懸念項目に対し、IFRS 第 16 号が受け入れ可能と判断した根拠を明確に提示すべきである。海外の動きを根拠に「削除または修正」を行うほどの重要性はないと判断しているが、米国会計基準とでは借手側で処理に差異がある。また、国内市場関係者の意見も集約されているとは言い難く、国内市場関係者の意見や懸念等をもっと広範囲に時間をかけて調査したうえで判断すべきである。

以上